

神戸市須磨区要保護児童対策地域協議会設置運営要綱

（目的）

第1条 神戸市須磨区において、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護及びその保護者への適切な支援、又は要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）及びその保護者又は特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として須磨区要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会と、相互に連携して要保護児童の支援の向上を図る。

2 協議会は、別表に掲げる行政機関及び関係機関並びに団体等（以下、「関係機関等」という。）をもって構成する。

（会長及び副会長）

第3条 協議会には会長を置く。

2 会長は、須磨区保健福祉部長をもって充てる。

3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長がこれを指名する。

5 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議とする。

（代表者会議）

第5条 代表者会議は、第2条に掲げる関係機関等において選任されたものをもって構成する。

2 代表者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

（1）支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討

（2）実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価

3 代表者会議は、必要に応じて会長が招集し開催するものとし、会長がその議長となる。

（実務者会議）

第6条 実務者会議は、第2条に掲げる関係機関等のうち、支援対象児童等の支援を実際に行っている者で構成する。

2 実務者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等
- (2) 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- (3) 支援対象児童等の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- (5) 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

3 実務者会議は、定期的に会長が招集し開催するものとし、調整機関がこれを主宰する。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、第2条に掲げる関係機関等で個別の支援対象児童等の対策を行っている者で構成する。

2 個別ケース検討会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
- (2) 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
- (3) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- (4) 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- (5) ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
- (6) 実際の支援、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- (7) 次回会議（評価及び検討）の確認

3 個別ケース検討会議は、必要に応じ調整機関が随時招集しこれを主宰する。

(調整機関)

第8条 法25条の2に規定する要保護児童対策調整機関として、須磨区こども家庭支援室事務局（北須磨支所所管区域の要保護児童等については北須磨支所が担当する。）を指定する。

2 要保護児童対策調整機関は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括
- (2) 支援の実施状況の進行管理
- (3) 関係機関との連絡調整

(守秘義務)

第9条 第2条に掲げる関係機関等の職員及び関係機関であった者並びに会議に出席した者は、法25条の5の規定に基づき、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協力要請)

第10条 協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換及び協議を行うため必要があると

認めるときは、協議会の構成員以外の者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

（他機関との連携）

第 11 条 協議会は、児童の健全育成等を図るため、「子育て支援ネットワーク連絡会」と連携する。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

（別表）

種別	関係機関の名称等	法第 25 条の 5 各号の該当区分
国または地方公共団体	須磨区こども家庭支援室	第 1 号
	神戸市こども家庭センター	第 1 号
	神戸市教育委員会	第 1 号
	須磨消防署	第 1 号
	須磨区所轄警察署	第 1 号
	神戸市内の公立高等学校	第 1 号
	神戸市内の特別支援学校	第 1 号
	須磨区内の神戸市立保育所及び幼稚園、小学校及び中学校	第 1 号
法人	須磨区内の私立幼稚園、認定こども園及び保育所	第 2 号
	須磨区内児童館	第 2 号
	児童家庭支援センター	第 2 号
	須磨区社会福祉協議会	第 2 号
	須磨区医師会	第 2 号
	須磨区地域子育て支援センター	第 2 号
	離宮ハイツ（母子生活支援施設）	第 2 号
	須磨区内の障害者相談支援センター	第 2 号

	神戸市内の児童発達支援事業所	第 2 号
	神戸市内の放課後等デイサービス事業所	第 2 号
	神戸市養育支援ヘルパー派遣事業受託事業者	第 2 号
その他	民生委員及び児童委員	第 3 号
	その他会長が指定する者	第 2 号又は第 3 号